

外国人対応運転者登録認定機関設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪国際タクシー創設委員会において示された方針に基づき、外国人旅行者の利便性の向上や運転者のホスピタリティの強化等に主眼をおき、外国語能力の向上を目指すとともに大阪の観光知識を高めるためのタクシー運転者を対象にした研修講座において、一定の基準に達した運転者を認定する制度を運用することを目的とする。

(設置)

第2条 第1条の目的を達成するため、関係行政機関、関係団体、学識経験者等で構成する「外国人対応運転者登録認定機関」（以下「認定機関」という。）を設置する。

(構成等)

第3条 認定機関は、次の機関・団体等の別表1に掲げる者をもって構成し、機関の代表者は学識経験者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 近畿運輸局
- (3) 公益財団法人大阪観光局
- (4) 大阪商工会議所
- (5) 公益財団法人大阪国際交流センター
- (6) 一般社団法人大阪タクシー協会
- (7) 公益財団法人大阪タクシーセンター

(審議)

第4条 認定機関は、必要に応じ会議を開催し本制度に関する重要事項を審議する。

- 2 認定機関において議決が必要な場合は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は代表者の決するところによるものとする。
- 3 認定機関において必要があると認めた場合は、認定機関以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 認定機関の開催は、代表者が招集する。

(研修項目及び認定基準等)

第5条 タクシー運転者を対象にした研修講座における研修項目及び研修講座において一定の基準に達した運転者を認定する基準等については、第4条の審議を経て別に定めるものとする。

(認定)

第6条 認定機関は、第5条で定められた認定基準に基づく基準を満たした者を認定者とし、登録種別ごとの認定証、国際タクシーロゴ車両表示（3枚）及び同ロゴサンバイザー表示並びに運転者証を交付するとともに（一社）大

阪タクシー協会、(公財)大阪タクシーセンター(以下、「センター」という。)等のホームページに掲載して広く一般に広報する。

(認定者の登録)

第7条 認定機関は、第6条により認定された者を認定運転者台帳に登録する。

認定者の登録は次の区分に応じて行う。

(A) 外国旅行者向けに観光案内も含めた対応ができる初級(basic)レベルの運転者。

(B) 外国旅行者の要望に応じた通訳案内士と同等の案内ができる上級(expert)レベルの運転者。

(報酬等)

第8条 認定機関の会議開催に当たっては、学識経験者のみセンターの規定による報酬をセンターが支払い、その他の機関の者については報酬及び旅費は支払わないものとする。

(事務局)

第9条 認定機関の事務局は、新たな組織として「外国人観光予約センター(仮称)」が設立され運用開始するまで間センターに置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、認定機関の運営に関し必要な事項は認定機関において定める。

【別表1】

	所属名	役職名
委員長	学識経験者	教授
委員	近畿運輸局自動車交通部旅客第二課	課長
委員	(公財)大阪観光局プロモーション部	部長
委員	大阪商工会議所地域振興部	部長
委員	(公財)大阪国際交流センター	次長
委員	(一社)大阪タクシー協会	常務理事
委員	(公財)大阪タクシーセンター	専務理事

(附則)

1. この要綱は平成27年3月18日から施行する。
2. 平成28年3月10日一部改正